

**ちば**

# 大規模小売店舗立地法 に関する届出の手引き

改訂第10版



チーバくん

平成28年3月

千葉県商工労働部経営支援課



## はじめに

平成12年6月に施行された大規模小売店舗立地法は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺地域の生活環境の保持のための適正な配慮がなされることを目的として、大規模小売店舗の設置者に適切な配慮を促しています。

法の運用を行う行政庁は都道府県及び政令指定都市とされており、千葉県は県内市町村（千葉市を除く）に設置される店舗に係る運用主体となっています。

法令に基づく手続の細目は各自治体により異なることから、県ではこの法律の円滑な運用を図るため「千葉県大規模小売店舗立地法運用要綱」を定めており、また、この手引きは法の概略及び千葉県における具体的な手続について説明しているものです。

大規模小売店舗の設置者におかれましては、大規模小売店舗立地法、同施行令、同施行規則及び大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針を踏まえ、法令を遵守して大規模小売店舗の設置、施設の配置及び運営方法を決めていただくとともに、県要綱及びこの手引きをご参照いただき、千葉県における届出等の手続を適切かつ適正に行っていただくようお願いいたします。

平成28年3月

千葉県商工労働部経営支援課

### <凡 例>

○この手引きで用いる法令や要綱などの略称は次のとおりです。

- 法**又は**大店立地法** … 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）  
**政令**又は**施行令** … 大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号）  
**省令**又は**施行規則** … 大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号）  
**指 針** … 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針  
（平成19年経済産業省告示第16号）  
**県 要 綱** … 千葉県大規模小売店舗立地法運用要綱（最終改正 平成28年3月）  
**大 店 法** … 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律  
（昭和48年法律第109号。平成12年6月1日廃止。）

○法令や要綱等の条項を省略して記載する場合の例は、次のとおりです。

（例）

- 法2②** … 法第2条第2項  
**法附5③** … 法附則第5条第3項  
**県要綱14の2** … 県要綱第14条の2

## ＜経済産業省 HP：大規模小売店舗立地法のページ＞

経済産業省ホームページの「流通・物流」ページ内のメニューとして「大規模小売店舗立地法」があります。法令や指針の解説・質疑及び回答集など、適宜ご参照ください。

「流通・物流のページ」→ <http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/index.html>  
を開き、下にスクロールしてください。

### ＜ページ内メニュー（抜粋）＞

#### 1 大規模小売店舗立地法の解説〔第4版〕－経済産業省

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibo/downloadfiles/rittiho-kaisetu-ver070501.pdf>

#### 2 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針〔平成19年5月〕

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibo/downloadfiles/sisin\\_saikaitei.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibo/downloadfiles/sisin_saikaitei.pdf)

#### 3 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の解説〔平成19年5月〕

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibo/downloadfiles/sisin-kaisetu-ver070612.pdf>

#### 4 大規模小売店舗立地法についての質問及び回答集〔平成19年5月〕

＜法律・政令編：1～52頁＞　＜省令編53～65頁＞　＜指針編66～110頁＞

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibo/downloadfiles/q-and-a-ver070501.pdf>

#### 5 交通対策に関するケーススタディ〔平成12年12月〕

（本編）<http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibo/downloadfiles/koutu-main.pdf>

（参考、付記）<http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibo/downloadfiles/koutu-sub.pdf>

#### 6 大規模小売店舗から発生する騒音予測の手引き（第2版）〔平成20年10月〕

（本編）<http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibo/downloadfiles/tebiki-main-2.pdf>

（参考資料編）<http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibo/downloadfiles/tebiki-sub-2.pdf>

#### 7 騒音予測に係るケーススタディ〔平成13年2月〕

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/daikibo/downloadfiles/souon-case.pdf>

## ＜千葉県 HP：大規模小売店舗立地法（大店立地法）のページ＞

<http://www.pref.chiba.lg.jp/cate/ssk/shoukougyou/shoukou-shien/daikibo/index.html>

### ＜ページ内のメニュー＞

大規模小売店舗立地法に基づく届出状況（届出の概要及び手続の状況）

千葉県市町村別大規模小売店舗名簿

大規模小売店舗立地法に関する届出の手引きと様式

大規模小売店舗立地法の概要と法令

経産省 HP へのリンクは  
こちらからが便利です

大規模小売店舗立地法の届出に係る公告縦覧、意見書の提出

大規模小売店舗立地審議会

# 目 次

はじめに	1
凡例(略称の意味)	1
経済産業省ホームページ・千葉県ホームページ(大店立地法関連資料)のリンク先	2

## 第1章 制度の概要を把握する

§ 1 大店立地法の目的	6
§ 2 大店立地法制定の趣旨と大店法の廃止	6
§ 3 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針	7
§ 4 大店立地法の対象となる店舗	8
§ 5 設置者	12
§ 6 千葉県の制度	13
1 県要綱	13
2 所在市町村と近隣市町村	13
3 千葉県大規模小売店舗立地審議会	13
§ 7 大店立地法における「届出事項」・「添付書類」、その他記載事項 ～届出書にどんなことを記載するのか～	14

## 第2章 届出が必要になるとき・届出の時期を確認する

～どんなときに届出が必要で、いつまでに届出しなければならないか～

§ 1 届出の全体像と届出に付随する手続の概略	15
§ 2 新設(法5①)の届出が必要になるとき・届出の時期	15
§ 3 変更(法6②)の届出が必要になるとき・届出の時期	16
1 届出が必要な変更・届出の時期	16
2 届出が不要な変更	16
§ 4 既存店変更(法附5①)の届出が必要になるとき・届出の時期	17
1 既存店とは	17
2 「既存店の変更届出」による届出が必要な変更・届出の時期	17
3 「既存店の変更」の捉え方	17
4 「既存店の変更届出」を行うまでは、届出が不要な変更	18
5 「既存店の変更届出」の扱い	18
§ 5 「軽微な変更」により、変更できる日を早めるには	19
§ 6 変更(法6①)の届出が必要になるとき・届出の時期	20
§ 7 廃止(法6⑤)の届出が必要になるとき・届出の時期	20
§ 8 承継(法11③)の届出が必要になるとき・届出の時期	20
§ 9 どんなときに届出が必要になるのか(まとめ): 経済産業省 HP 抜粋	21

**重要!**

### 第3章 千葉県における届出手続の流れとポイント を把握する

§ 1	届出手続を行うに当たり、特にご認識いただきたいこと	24
1	県経営支援課による提出書類の事前確認について	24
2	早めのご相談について	24
3	設置者による届出について	24
4	代理人が手続を行う場合の留意事項（委任状の提出など）	24
5	届出書類の保管について	24
§ 2	届出手続のフロー図	25
§ 3	新設（法5①）・変更（法6②）・既存店変更（法附5①）届出の手続の流れとポイント	26
	└ 事前相談・協議先一覧と相談・協議のポイント	26
§ 4	変更（法6①）届出の手続の流れとポイント	33
§ 5	廃止（法6⑤）届出の手続の流れとポイント	33
§ 6	承継（法11③）届出の手続の流れとポイント	34

### 第4章 新設（法5①）・変更（法6②）・既存店変更（法附5①）の計画書・届出書の作成方法と留意事項 を確認する **重要!**

§ 1	計画書・届出書を作成するに当たり、特にご認識いただきたいこと	35
§ 2	提出書類の「作成要領の見方」と「表記等のルール」	35
§ 3	提出書類の構成	36
§ 4	出店（変更）計画書（共通）の作成要領	37
§ 5	新設（法5①）届出書の作成要領	43
§ 6	変更（法6②）届出書の作成要領	48
§ 7	既存店変更（法附5①）届出書の作成要領	54
§ 8	添付書類の作成要領	63
§ 9	変更届出書と添付書類の作成例（営業時間の延長の場合）	92
§ 10	添付図面の作成要領	102
§ 11	交通処理計画報告書の作成要領	108
1	交通処理計画報告書の添付が必要な場合について	108
2	関係機関との交通協議について	108
3	現状の交通量調査・開店後の交通量予測・交通処理計画報告書作成に係る留意事項	109
§ 12	騒音予測資料の作成要領	111

### 第5章 住民説明会の開催と掲示による説明

§ 1	住民説明会を開催するとき	115
1	説明会の開催が必要な届出	115
2	説明会の開催方法	115
3	説明会開催の公告	116
4	説明会開催計画書の提出	117
5	説明会実施状況報告書の提出	117
6	説明会不開催	117
§ 2	説明会の開催に代えて、掲示による説明を行うには	118
	└ 説明会の開催が不要なとき（「軽微な変更」と「掲示による説明」の比較）	119

## 第6章 その他、設置者（小売業者）が提出する書類

§ 1	法第14条の規定による報告の徴収	120
§ 2	届出不要の変更に係る「任意報告」・「差替え依頼」	120
§ 3	取下書	120
§ 4	商業者の地域貢献に関するガイドラインに基づく「地域貢献計画書」	121

## 第7章 設置者が提出する書類の全体像と作成要領

§ 1	設置者が提出する書類の全体像（まとめ） ～提出書類の種類・提出時期・提出部数などが分かります～	122
§ 2	変更（法6①）届出書の作成要領	123
§ 3	廃止（法6⑤）届出書の作成要領	126
§ 4	承継（法11③）届出書の作成要領	127
§ 5	説明会関係書類の作成要領 説明会開催計画書…129／説明会実施状況報告書…130／掲示による説明実施協議書131／ 掲示による説明状況報告書…132／説明会不開催事由等報告書…133	129
§ 6	その他提出書類の作成要領 届出事項変更届出書（法第16条）…134／届出事項変更届出書（法第18条）…135／ 軽微変更協議書…136／市町村等意見対応報告書…137／添付書類の変更通知書…138／ 届出事項を変更しない通知書…139／県関係各課・市町村からの指導・助言への対応報告 書…140／県関係各課意見への対応報告書…141／審議会における委員発言への対応報告 書…142／任意報告書…143／出店（変更）計画書の差し替え依頼…144／届出書添付書類 等の差し替え依頼…145／取下書…146	134

## 第8章 届出書などの情報公開

§ 1	法に基づく公告	147
§ 2	法に基づく縦覧	147
§ 3	縦覧期間終了後の届出書の閲覧等	147
§ 4	千葉県ホームページでの情報公開	148

## 第9章 住民等による意見書の提出

《資料編》		149
§ 1	大規模小売店舗立地法・政令（施行令）・省令（施行規則）	151
§ 2	大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針	160
§ 3	大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（概要）	183
§ 4	千葉県大規模小売店舗立地法等運用要綱	189
§ 5	商業者の地域貢献に関するガイドライン（千葉県版）	213
§ 6	騒音関係資料（千葉県版）	
1	大規模小売店舗立地法に係る夜間の自動車騒音対策について	227
2	騒音規制法等の区分等と用途地域の対応	230
3	騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び 区域の区分ごとの規制基準	232

# 第1章 制度の概要を把握する

## § 1 大店立地法の目的

大規模小売店舗立地法（以下「法」または「大店立地法」という。）は、大規模小売店舗が不特定多数の顧客を集め、大量の商品等の流通の要となる施設であり、また、生活利便施設として生活空間から一定の範囲内に立地するという特性があることに着目し、大規模小売店舗を設置する者（以下、設置者という。）に対し、周辺地域の生活環境の保持のため、その施設の配置及び運営方法について適正な配慮を求めています。

### ○「生活環境の保持」

具体的には、大規模小売店舗の立地に際して生じる交通渋滞、交通安全、騒音等の問題に適正な対処がなされることにより、当該大規模小売店舗の周辺の地域において通常存することが期待される環境が保持されることを意味します。

### ○「周辺の地域において通常存することが期待される環境」

「当該地域の住民が感覚的に不快と感ぜない状態」に加え、「当該地域の住民が享受することを期待し得る利便性」をも含む概念です。すなわち、大規模小売店舗の立地に際して特徴的に生じる問題の中には騒音のように感覚的に不快と感ぜる事象もあれば、交通渋滞のように利便性の低下と捉えられる事象もあります。大店立地法は、この両者を「生活環境」と捉えて、「生活環境」を保持しつつ大規模小売店舗の立地が行われることを実現しようとするものです。

## § 2 大店立地法制定の趣旨と大店法の廃止

大店立地法は、大型店に係る政策を抜本的に見直す中で、その政策趣旨・目的を従来のような店舗の大きさの差に着目して経済上の利益を調整することから、交通や騒音等の大型店周辺の生活環境の保持という社会的要請に応えることに転換することとし、それに必要なスキームを用意するために制定されたものです。

大店立地法は、小売業をとりまく環境変化を踏まえその目的を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「大店法」という。）の「中小小売業の事業活動の機会の適正な確保」から「大規模小売店舗の立地がその周辺の地域の生活環境を保持しつつ適正に行われることの確保」に変更したところであり、大店法は大店立地法の施行と同時に廃止されました。

### <大店立地法と大店法の比較>

区分	大店立地法	大店法
公布日 施行日	平成10年6月3日 平成12年6月1日	昭和48年10月1日 平成12年6月1日（廃止） 平成13年1月31日（経過措置）
法の目的	周辺地域の生活環境の保持	中小小売業の事業活動の機会の適正確保
調整項目	<周辺の生活環境への配慮事項> 交通渋滞、駐車・駐輪場、交通安全、騒音、廃棄物、街並みづくり等	<調整4項目> ①店舗面積 ②開店日 ③閉店時刻 ④休業日数
対象面積	店舗面積1,000㎡超（生協・農協を含む）	店舗面積500㎡超（生協・農協を除く）

届出義務者	建物設置者	建物設置者、小売業者
住民説明義務	あり	なし（行政指導）
意見聴取対象	市町村（住民等は任意で意見可）	消費者、商業者、商工会議所等
運用主体	都道府県・政令指定都市 （自治事務）	①一種(店舗面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上)は、国 ②二種(店舗面積 500 m <sup>2</sup> 超 3,000 m <sup>2</sup> 未満) は、県(機関委任事務)
審査（調整） の方法	<p>勧告（公表：罰則なし）</p> <p>県は、市町村及び住民等の意見に配慮し、指針を勘案しつつ、地域の生活環境の保持の見地から意見を述べる。</p> <p>県意見に対して十分な対応がなされず、周辺の生活環境に著しい悪影響を及ぼすと認めるときは、勧告・公表を行う。</p>	<p>勧告・命令（罰則）</p> <p>知事又は通産大臣は、周辺の中小小売業に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、審議会の意見（審議会は商工会議所、消費者等及び申出者の意見を聴く）を聴き、勧告・命令を行う。</p>

### § 3 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針

大規模小売店舗の立地に関して、その周辺の地域の生活環境の保持を通じた小売業の健全な発達を図る観点から経済産業大臣が「指針」を定め、公表しています。【法4①】

この指針では、「設置者が配慮すべき基本的な事項」と「大規模小売店舗及びこれに附属する駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設などの施設の配置及びその運営方法に関して配慮すべき事項」が定められています。【法4②】

この指針は、設置者が大店立地法の届出に関し、大規模小売店舗の特性から配慮することが求められている具体的な事項を示すもので、大規模小売店舗の新設や大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法の変更等を行う場合は、この指針を踏まえて適切な対応を行うことが求められています。

また、この指針は法を運用する県はもとより、地域の住民等にとっても判断のよりどころになるものです。【指針序文】

#### ○指針の主な事項

##### <大規模小売店舗の設置者が配慮すべき基本的事項>

- ・ 立地に伴う周辺の地域の生活環境への影響についての十分な調査や予測
- ・ 地域住民への適切な説明
- ・ 都道府県からの意見に対する誠意ある対応
- ・ 小売業者の履行確保、責任体制の明確化
- ・ 大規模小売店舗の開店後における適切な対応

##### <大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項>

#### 1 周辺地域の住民等の利便の確保のために配慮すべき事項

##### (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

- |               |                |
|---------------|----------------|
| ① 駐車場の必要台数の確保 | ② 駐車場の位置及び構造等  |
| ③ 駐輪場の確保等     | ④ 自動二輪車の駐車場の確保 |
| ⑤ 荷さばき施設の整備等  | ⑥ 経路の設定等       |

##### (2) 歩行者の通行の利便の確保等

##### (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

(4) 防災・防犯対策への協力

## 2 周辺地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

(1) 騒音の発生に係る事項

① 騒音問題に対応するための対応策について ② 騒音の予測・評価について

(2) 廃棄物に係る事項等

① 廃棄物等の保管について ② 廃棄物等の処理について

③ その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方策について

(3) 街並みづくり等への配慮等

※指針の全文は 160 頁、指針の概要は 183 頁、指針の解説は経済産業省 HP (2 頁) を参照

## § 4 大店立地法の対象となる店舗

法の対象となる店舗、すなわち「大規模小売店舗」とは、次のとおりです。

一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が基準面積（1, 0 0 0 m<sup>2</sup>）を超える店舗。



一の建物であるかどうかや店舗面積の捉え方などは、施行令やその解説等により解釈が示されています。（2 頁に記載した経済産業省 HP : 「1 大規模小売店舗立地法の解説」の 2～7 頁、「2 大規模小売店舗立地法についての質問及び回答集」の 3 頁～1 4 頁（2 条関係）に詳しく記載されていますので、ご参照ください。）

店舗面積は、大店立地法の対象となるかどうかの判断や必要駐車台数算出に当たっての基本となりますので、計画の際に不明な点や解釈に迷う点があれば、必ず事前にご相談ください。

以下、用語の説明です。

### 1 一の建物

「一の建物」とは、施行令第 1 条で次のとおり定められている。

**第 1 号** 屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）

屋根、柱又は壁を共有する建物を共通にする建物を一の建物とするものです。

他方、例えば駅の両端にそれぞれショッピングセンターがあるような場合には、駅建物を通じて、両端のショッピングセンターは屋根、柱又は壁を共通にする一の建物になっていますが、実質的にみて、二つのショッピングセンターが各々別々の機能を果たしているときには、両者を一体として考える必要性がないため、各々が一の建物となります。

なお、道路その他の施設が「公共の用に供される」ものであるか否かは、次の条件を満たす場合その他管理権の所在、利用形態、建設目的等から総合的に判断することとなります。

この場合、実態的に判断することが原則ですが、国、地方公共団体、公共企業体等との間で、契約等による裏付けがあれば、この点がより明確になると思われます。

①買物客以外の通行人が相当数を占め

②周辺の商店の営業時間以外（開店時刻以前又は閉店時刻以降）も通行可能であるもの

**第 2 号** 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物

別々の建物であっても、通路によって接続され機能が一体となっている場合には、一の建物とするものです。これは、百貨店等によく見受けられるように、実質的に、二つの建

物が全体としてワン・ストップ・ショッピングの場を形成しているためです。

専用通路によって接続され機能的に一体となっているものについては、専用通路か否かは、管理権の所在、利用者の内訳、建設目的等を総合的に判断して決めることとなります。

地上の建物と地下街が接続している場合については、原則として次のように解します。

①地上の建物とその地下部分は一の建物として扱う。

②上記①の地下部分からさらに地下街に直接つながっている場合には、原則として別個の建物とするが、建物の構造、営業主体、営業方法等からみて機能的に同一と認められるものは、一の建物として扱う。

### 第3号 一の建物（前二号に掲げるものを含む。）とその附属建物をあわせたもの

第1号及び第2号の場合も含めて、一の建物に附属建物があるときには、これも併せたものをもって、一の建物とすることとしたものです。

附属建物とは、同一敷地又はこれに隣接する敷地内にある他の建物との間に、建物の構造、主たる建物との関係等からみて機能的に不可分の関係があると認められる建物をいい、所有、管理の主体が同一人であるか否かを問いません。

#### （参考）「併設施設」

大規模小売店舗に併設される小売店舗以外の施設であり、大店立地法第2条に規定する一の建物の一部として構成され、例えば駐車場を共有するなど、大規模小売店舗と機能的に不可分の関係にある施設をいう。

併設施設の面積は、大店立地法の「店舗面積」には含まれないが大規模小売店舗に併設される施設は多種多様化しており、必ずしも小売店舗のみでは十分対応できない場合もあることから、施設全体として適切な対応を行うことが期待されており、平成19年の再改定指針から、併設施設の事業者においても設置者及び小売業者と同様の対応が求められるようになった。

## 2 店舗面積

小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を行うための店舗の用に供される床面積をいう。

### ○「小売業」

標準産業分類に定める小売業者をいう。飲食店業を除き、物品加工修理業を含む。なお、物品加工修理業は、洋服のイージーオーダー、ワイシャツの委託加工等を意味するものであるが、小売業と密接、不可分の関係にあるため、対象に含む。

### ○「小売業を行う」

物品を継続反復して消費者に販売する行為がその業務の主たる部分を占めるものをいう。営利目的か否かと、来客数、物流量とは直接関係ないので生協、農協のように組合原則に従い組合員に物資の供給事業を行っている場合も対象となる。

・小売業者でない者が、個展やバザー等において一回限りの販売を行うことは「継続反復して」行うこととはならないが、初めての販売行為であっても、継続反復の意思があればこれに該当する。

・カタログコーナー等直接物品を展示していない場合であっても、その場所で実質的に販

売契約が締結されている場合は、小売業を行うものと解される。

- ・ 飲食店業における持ち帰り品の販売、旅行斡旋業における時刻表等の販売等、サービス提供事業における物品の販売は、その販売が、客観的にみて当該サービス提供事業の付随的な業務と認められる場合は、小売業を行っていることとはならない。
- ・ 会員制販売であっても、最終消費者への販売行為と認められる場合には、小売業を行うものと解される。

### ○「小売業を行うための店舗」

小売業を行うための建物（土地に定着する工作物又は地下若しくは高架の工作物のうち、屋根及び柱、若しくは壁を有するものをいう。）であって、その場所に客を来集させて小売業を行うための用に直接供されるものをいう。

なお、同一の店舗で小売業と小売業以外の業を行っている場合は、それぞれの業について直接それらの用に供する部分が明確に区分できない限り、その店舗の全てが「小売業を行うための店舗」に該当する。

また、通常、店舗以外の用途に供されている建物であって、非恒常的に店舗を開設する場合については、原則として小売業を行う日数が年間60日以内であれば、「小売業を行う店舗」にはならない。

### ○「床面積」

建築基準法の用語によることとし、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積のこと。

### ○店舗面積に含まれる部分

部分名	定義
①売場	直接物品販売の用に供される部分をいい、店舗面積に含む。 ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分（壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む。）は、売場とみなす。
②ショーウインド	ショーウインドは、店舗面積に含む。ただし、階段の壁にはめ込まれたはめ込み式のショーウインドは、店舗面積に含まない。
③ショールーム等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含む。
④サービス施設	手荷物一時預り所、買物品発送承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含む。
⑤物品の加工修理場のうち顧客から引受（引渡を含む。）の用に直接供する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受（加工又は修理のための物品の引渡を含む。）の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含む。 当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含む。

### ○店舗面積に含まない部分

部分名	定義
①階段	上り階段及び下り階段とも最初の段鼻（踏み面の先端）の線で区分し、踊り場及び階段と階段にはさまれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗面積に含まない。 また、階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッターなどと最初の段鼻、壁、柱等によって囲まれる部分は、当該部分を

	直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積に含まない。
②エスカレーター	エスカレーター装置（付属部分を含む。）部分をいい、店舗面積に含まない。 また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜きの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗面積に含まない。
③エレベーター	エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積に含まない。 また、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエレベーター部分とみなし、店舗面積に含まない。
④売場間通路及び連絡通路	壁等により売場と明確に区分された売場として利用し得ない通路、建物と建物を結ぶため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他連絡通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に、店舗面積に含まない。 また、上記の通路の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店舗面積に含まない。
⑤文化催場	展覧会等の文化催しのみのに供し、又は供させる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
⑥休憩室	客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
⑦公衆電話室	公衆電話室であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
⑧外商事務室等	外商ないし常得意先に対する業務のみを行う場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
⑨事務室・荷扱い所	事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
⑩食堂等	食堂、喫茶室等をいい、店舗面積に含まない。
⑪塔屋	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。
⑫屋上	塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積に含まない。 ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。
⑬はね出し下、軒下等	建物のはね出し、ひさし、軒下等の部分をいい、店舗面積に含まない。 ただし、はね出し等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行っている部分は、売場として取り扱うものとする。

(注)

○ 間仕切りについて：間仕切りは、原則として壁、棚、扉等固定したものとする。

○ 塔屋と普通階の区別について：

建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数の算定法が定められているが、大店立地法の運用においては、屋上の突き出し部分が建築面積の1/8を超えている程度の場合に塔屋として取り扱うものとする。

なお、建築面積とは、同施行令第2条第1項第2号の規定による「建築物（地階で地

盤面上1メートル以下にある部分を除く。)の外壁又はこれに代わる柱の中心線(軒、ひさし、はね出し縁その他これに類するもので当該中心線から水平距離1メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離1メートル交代した線)で囲まれた部分の水平投影面積による。」に準ずるものとする。

### 3 大規模小売店舗の新設

新しい建物を建設して店舗面積が1,000㎡を超える場合のほか、既存の建物を増築してその店舗面積を増加し、1,000㎡を超える場合や既存の建物は何ら増築しなくともその全部又は一部の用途を変更し、店舗面積が1,000㎡を超える場合をいう。

## § 5 設置者

### 1 設置者とは

大規模小売店舗の新設をする者及び大規模小売店舗を設置している者が「設置者」で、当該建物の所有者(又は所有予定者)をいいます。賃借権、使用借権等を有する者等(建物管理者、テナント等)は含みません。

建物の所有者が複数いる場合は、全員が設置者となります。

建物が区分所有されている場合でも、当該建物の店舗面積が1,000㎡を超えるときは、原則として各区分所有者又は共有者全員が設置者となります。ただし、区分所有者の中で、自分の所有に係る建物の部分に「小売店舗」がない者(マンション部分の所有者など)は「大型店の設置者」には含まれず、届出の必要はありません。

### 2 設置者の役割等

法では、大規模小売店舗の「設置者」が全ての届出義務を負っています。届出は全て「設置者」名で行いますので、設置者の責任の下で作成・提出してください。届出書の内容については施設の配置・運営を行うに当たり認識する必要があり、また、今後の届出の際にも必要になりますので、設置者において必ず保管してください。

また、法に基づく住民説明会(115頁参照)においては、設置者の責任の下で住民への説明がなされることとなりますので、設置者の責任を持って住民への説明及び対応ができるよう、設置者が出席するようにしてください。

## § 6 千葉県制度

### 1 県要綱

千葉県では、「千葉県大規模小売店舗立地法等運用要綱」を定め、大店立地法等の適正な執行を図るために必要な事項を定め、法の円滑な運用を図ることとしています。

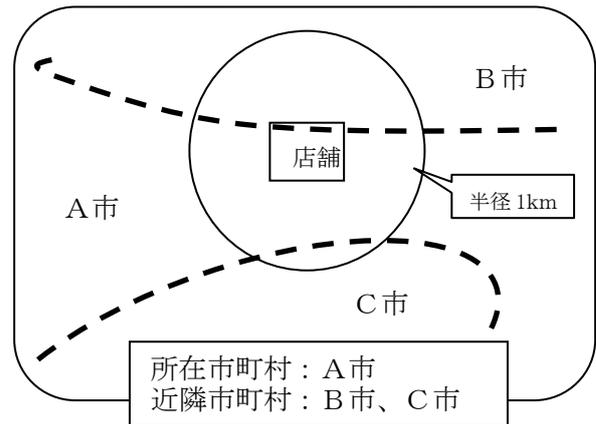
### 2 所在市町村と近隣市町村

千葉県では、「所在市町村」と「近隣市町村」について、県要綱で規定しています。

#### ①所在市町村

当該大規模小売店舗の所在地の属する市町村（店舗建物が複数市町村にまたがる場合は、店舗部分がより多く属する市町村。）のことで、

大店立地法の規定の「市町村」は、この所在市町村を指します。



#### ②近隣市町村

千葉県では、当該店舗を中心とする半径1km以内に管轄区域を持つ市町村（所在市町村及び千葉県外の市町村を除く。）のことを、県要綱で「近隣市町村」としています。

半径1kmの取り方は、店舗敷地の中心から1kmの円の範囲内としてください。敷地境界から1kmとしなくて結構です。

大店立地法の規定の「市町村」には該当しませんが、特に近接する市（上記図のB市など）には、届出内容に係る影響が少ない場合には、設置者から適宜事前協議（26頁～参照）をお願いします。また、県から近隣市へは計画書・届出書をはじめ、設置者から知事へ提出された書類を送付しています。

なお、近隣市町村が届出書に対する意見を有する場合は、法第8条第2項により意見を述べることができます。

### 3 千葉県大規模小売店舗立地審議会

千葉県では、大店立地法に基づく意見を述べ又は勧告を行うに当たり、客観性・合理性を確保するため、平成12年6月1日付けで千葉県行政組織条例第28条の規定による「千葉県大規模小売店舗立地審議会」を設置しました。

審議会は、交通、騒音、街並みづくり、環境などの専門家（学識経験者）等で構成されており、専門的な見地から、届出内容について審議します。

審議会は、原則公開です。千葉県ホームページで事前に審議会開催案内（概ね2週間前）及び審議会終了後に審議資料・議事録を公開しています。

**§ 7 大店立地法における「届出事項」・「添付書類」、その他記載事項  
～届出書にどんなことを記載するのか～**

**1 届出事項 【法5①】**

法では、大型店の設置者が、次の事項について届出を行うこととされています。

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項【省令3①】
  - ①駐車場の位置及び収容台数                      ②駐輪場の位置及び収容台数
  - ③荷さばき施設の位置及び面積                      ④廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項【省令3②】
  - ①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - ②来客が駐車場を利用することができる時間帯
  - ③駐車場の自動車の出入口の数及び位置
  - ④荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

**2 添付書類 【法5②、省令4①】**

法に基づく届出を行う際、届出書に次の書類を添付することとされています。

- 一 法人にあってはその登記事項証明書
- 二 主として販売する物品の種類
- 三 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
- 四 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
- 五 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
- 六 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法
- 七 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
- 八 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面
- 九 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面
- 十 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
- 十一 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
- 十二 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

**3 その他記載事項 【指針等】**

法令に基づく上記1及び2の他、千葉県では当該店舗の基本的情報（敷地の用途地域、建物構造など）や指針に基づき配慮が求められている事項について、届出書の添付書類の中で記載していただきます。

## 第2章 届出が必要になるとき・届出の時期を確認する

～どんなときに届出が必要で、いつまでに届出しなければならないか～

### § 1 届出の全体像と届出に付随する手続の概略

区分	新設	変更	既存店の 最初の変更	変更	廃止	承継
根拠条文	法5①	法6②	法附5①	法6①	法6⑤	法11③
届出事由	新設又は増設等により店舗面積が1,000㎡を超える建物を設置しようとするとき	法5①の届出を行った者が、法第5条第1項第3号から第6号に掲げる事項の変更があるとき	法施行の際現に大規模小売店舗を設置している者が法第5条第1項第4号から第6号に掲げる事項を法施行後最初に変更しようとするとき	法5①の届出を行った者が、法第5条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更をしたとき	大規模小売店舗の店舗面積を変更し、又はその建物の用途を変更することにより店舗面積が1,000㎡以下になるとき	新設等の届出をした者の地位を譲渡、相続、合併又は分割により承継した場合
※法第5条第1項各号の内容は、14頁§7-1)参照						
届出様式	様式第1	様式第3	様式第8	様式第2	様式第4	様式第7
提出時期	開店日の8か月前	変更日の8か月前(ただし、法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更は変更日まで)	変更日の8か月前(ただし、法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更は変更日まで)	変更後遅滞なく	廃止計画決定後すみやかに(廃止する前に)	承継後遅滞なく
事前相談	○	○	○	○	○	○
計画書	○	○	○	—	—	—
公告	○	○	○	○	○	—
縦覧	○	○	○	○	—	—
説明会	○	○(又は掲示)	○(又は掲示)	—	—	—
市町村及び住民意見	○	○	○	○	—	—
県の意見	○	○	○	—	—	—
変更する旨の届出	○	○	○	—	—	—
変更しない旨の届出	○	○	○	—	—	—
勧告	○	○	○	—	—	—
必要な変更に係る届出	○	○	○	—	—	—
公表	○	○	○	—	—	—

### § 2 新設(法5①)の届出が必要になるとき・届出の時期

大規模小売店舗の新設をする者は、届出事項を記載した届出書及び施行規則で定める事項を記載した書類を添付して届出なければなりません。

新しい建物を建設して店舗面積が1,000㎡を超える場合のほか、既存の建物を増築してその店舗面積を増加し、1,000㎡を超える場合や既存の建物は何ら増築しなくともその全部又は一部の用途を変更し、店舗面積が1,000㎡を超える場合に、届出が必要です。

店舗の新設の制限があり、届出後8か月間は開店(設置)することができません(いわゆる「8か月制限」)ので、届出時期は開店(予定)日の8か月前までとなります。

ただし、県が意見を有しない旨を通知した場合には、その時点で開店(設置)が可能です。

## § 3 変更（法6②）の届出が必要になるとき・届出の時期

### 1 届出が必要な変更・届出の時期

大店立地法に基づく届出を行ったことがある店舗が、次の事項を変更する場合、事前に届出が必要です。ただし、省令第7条で定める事項については、届出は不要です。

届出が必要な変更	届出時期
<法第5条第1項の各号> 三 大規模小売店舗の新設をする日 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項【省令3①】 ・駐車場の位置及び収容台数 ・駐輪場の位置及び収容台数 ・荷さばき施設の位置及び面積 ・廃棄物等の保管施設の位置及び容量	変更の8か月前まで （変更の制限があり、届出後8か月間は変更できません（いわゆる「8か月制限」）。ただし、軽微な変更（詳細 19 頁）を除く。また、県が意見を有しない旨を通知した場合は、その時点で変更が可能。
六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項【省令3②】 ・大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 ・来客が駐車場を利用することができる時間帯 ・駐車場の自動車の出入口の数及び位置 ・荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	あらかじめ （制度上は届出後すぐに変更が可能ですが、夜間営業等に係る変更は、説明会開催後の変更となるようご配慮ください。）

### 2 届出が不要な変更

省令第7条の規定による一時的な変更又は次に掲げるものについては、届出は不要です。

なお、一時的な変更とは事故や災害など通常予測することが困難な状況変化に対応するため、あるいは特別な地域行事等が行われる時期において対応を図るための仮の変更をいいます。毎年のお祭り等事前に予定できるものは一時的な変更には該当しません。

届出が不要な変更【省令7】
一 大規模小売店舗の新設をする日の繰下げを行うもの 二 都道府県が法第8条第4項の規定により意見を有しない旨を通知した場合において、大規模小売店舗の新設をする日の繰上げを行うもの 三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させるもの 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させるものであって、増加後の店舗面積の合計が、次のイ又はロに掲げる場合に依り当該イ又はロに掲げる店舗面積の合計（以下「基礎面積」という。）に千平方メートル又は基礎面積の一割に相当する面積のいずれか小さい面積を加えた面積を超えないもの イ 法第5条第1項の規定による届出をしている場合であって、法第6条第2項の規定による届出をしていないとき当該届出に係る店舗面積の合計 ロ 法第6条第2項の規定による届出をしている場合当該届出に係る店舗面積の増加をした後の店舗面積の合計 五 駐車場又は駐輪場の収容台数を増加させるもの 六 荷さばき施設の面積を増加させるもの 七 廃棄物等の保管施設の容量を増加させるもの 八 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げを行うもの
 五号・六号・七号の「増加」であっても、これまでの設置場所と異なる場所に施設を設置する場合は、「位置の変更」に係る届出が必要になりますので、ご注意ください。

## § 4 既存店変更（法附5①）の届出が必要になるとき・届出の時期

### 1 既存店とは

- ・「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（大店法）」の手続きを経て開店した店舗で、平成12年6月1日において店舗面積が1,000㎡を超えている店舗
- ・大店法第5条第1項（営業の開始）又は第6条第2項（店舗面積の増加）の届出を法施行日より前に行い、平成13年1月31日までに、これらの届出に基づく営業の開始、店舗面積の増加をすることにより、店舗面積の合計が1,000㎡を超えた店舗
- ・大店立地法施行前に開店した生協、農協等の店舗のうち店舗面積の合計が1,000㎡を超えている店舗

### 2 「既存店の変更届出」による届出が必要な変更・届出の時期

大店立地法施行後（経過措置の適用を受けた店舗については、その開店等をした日以後）、最初に次の事項の変更を行おうとするときは、「既存店の変更届出」（法附則第5条第1項）が必要です。

届出が必要な変更	届出時期
<法第5条第1項の各号> 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項【省令3①】 <ul style="list-style-type: none"><li>・駐車場の位置及び収容台数</li><li>・駐輪場の位置及び収容台数</li><li>・荷さばき施設の位置及び面積</li><li>・廃棄物等の保管施設の位置及び容量</li></ul>	変更の8か月前まで（変更の制限があり、届出後8か月間は変更できません（いわゆる「8か月制限」）。ただし、軽微な変更（詳細19頁）を除く。また、県が意見を有しない旨を通知した場合は、その時点で変更が可能。
六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項【省令3②】 <ul style="list-style-type: none"><li>・大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻</li><li>・来客が駐車場を利用することができる時間帯</li><li>・駐車場の自動車の出入口の数及び位置</li><li>・荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</li></ul>	あらかじめ（制度上は届出後すぐに変更が可能です。が、夜間営業等に係る変更は、説明会開催後の変更となるようご配慮ください。）

なお、既存店の場合、法第6条第2項ただし書（省令第7条の変更届出不要事項。16頁参照）の規定は適用されませんので、当該事項に係る変更を行う場合も届出が必要です。

例えば、閉店時刻を午後9時から午後8時に繰り上げる場合でも、届出が必要となります。

#### <法第6条第2項では届出不要でも、既存店では届出が必要な変更>

店舗面積の減少、駐車場の収容台数の増加、駐輪場の収容台数の増加、荷さばき施設の面積の増加、廃棄物等保管施設の容量の増加、開店時刻の繰下げ、閉店時刻の繰上げ

### 3 「既存店の変更」の捉え方

上記2の変更とは、原則として平成12年6月1日の「大店立地法施行時の状況」と比較して変更になる場合を指します。「大店立地法施行時の状況」の捉え方は、以下のとおりです。

① 店舗面積…基本的にはいわゆる大店法3条面積が法施行時の店舗面積となります。

生協・農協は、小売業を行っている部分が法施行時の店舗面積となります。

② 開店時刻…法施行前1年間の実績が基礎時刻となります。

③ 閉店時刻…

〈大店法9条の届出をしている場合〉

届出の時刻が基礎時刻となります。なお、軽微変更(年60日以内に限り1時間延長)を実施している場合は、法施行前1年間の実績(営業期間が四半期以上1年未満の場合は日割り按分により1年間の実績とみなす。)を加えた時刻が基礎時刻となります。

〈大店法の届出をしていない場合〉法施行前1年間の実績が基礎時刻となります。

④ ①～③以外の届出事項…法施行時の状況が基礎となります。

⑤休業日数……大店法で届出事項であった休業日数は、大店立地法では届出不要です。

#### 4 「既存店の変更届出」を行うまでは、届出が不要な変更

既存店については、法附則第5条第1項の変更届出を行うまでは、次に掲げる事項についての変更届出は必要ありません。次に掲げる事項以外の変更は、届出が必要です。

##### 届出が不要な変更

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

#### 5 「既存店の変更届出」の扱い

既存店の変更事項の届出(法附5①)は、法第6条第2項の規定による届出とみなされ、8か月制限や法第7条以降の説明会の開催から県の意見等の一連の手続が行われます。

既存店の変更届出にあたっては、変更する事項のほか、法第5条第1項第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる事項で、変更する事項以外の事項の届出も必要になります。これは、「既存店の変更届出」が行われることを契機に、当該「既存店」の概要を把握し、法第5条第1項の「新設の届出」により設置された大規模小売店舗と同等の扱いとするためです。変更しない事項については法第5条第1項の規定による「新設の届出」とみなされるので、この届出によりこれ以降は「既存店」には該当しなくなります。

既存店は、この変更届出を行った時点で大店立地法の大規模小売店舗となり、以後の変更は変更事由に応じて法第6条の変更の届出や法第11条3項の承継の届出が必要となります。



既存店を廃止(店舗面積を1,000㎡以下に減少して営業を続ける場合も含む。)する場合も、あらかじめ廃止の届出(法第6条第5項)が必要になります。すなわち、大店法により開店した大型店で、まだ大店立地法に基づく届け出を行ったことがない店舗が廃止する場合でも、廃止届を提出してください。

## § 5 「軽微な変更」により、変更できる日を早めるには

大型店の周辺地域の生活環境に与える影響が変更前と変化しないと県が認めた変更については、法に基づく「軽微な変更」として手続の負担を軽減する規定があります。

### 1 「軽微な変更」

次に掲げる事項の変更であって、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないと県が認めるものについては、「軽微な変更」となり、県が認めた時点で変更が可能です。

届出の根拠条項	変更事項
法第6条第2項	・店舗に附属する施設（駐車場・駐輪場・荷さばき施設・廃棄物等保管施設）の位置の変更
法附則第5条第1項	・一時的な変更（事故や災害など通常予測することが困難な状況変化に対応するため、あるいは特別な地域行事等が行われる時期において対応を図るための仮の変更） ・店舗に附属する施設（駐車場・駐輪場・荷さばき施設・廃棄物等保管施設）の位置の変更 ・大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させる変更

### 2 軽微な変更の協議

軽微な変更として手続を進めようとする場合は、県要綱の規定による変更計画書提出の際、「軽微変更協議書」（136頁参照）を併せて提出してください。

### 3 県の承認

県は所在市町村の意見を聴いたうえで、承認の可否を決定します。県が軽微な変更の承認をしたときは、その旨を通知します。承認通知を受けた日以降、変更を実施できます。

なお、県がこれに該当すると認めない場合は、通常の手続となります。

### 4 説明会の開催は不要

県が軽微な変更を承認した場合、変更届出に係る説明会を開催する必要はありませんが、説明会の開催に代えて掲示により説明を行う場合（118頁参照）と同様、承認通知を受けた日から当該届出が縦覧されている間、届出書及び添付書類の内容の要旨を店舗の敷地内の掲示版又は店舗内の見やすい場所に掲示してください。なお、掲示状況の報告は不要です。

※説明会の開催が不要なときのまとめ（「軽微な変更」と「掲示による説明」比較）については、119頁参照

## § 6 変更（法6①）の届出が必要になるとき・届出の時期

大店立地法に基づく届出を行ったことがある店舗が、次の事項に変更があった場合、届出が必要です。なお、既存店については、法附則第5条第1項の変更届出を行うまでは、下記事項に変更があっても、届出は不要です。

届出が必要な変更	届出時期
一 大規模小売店舗の名称及び所在地	変更後、遅滞なく
二 大規模小売店舗を設置する者及び小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	

### ○店舗所在地の変更について

- ・市町村合併による住所変更の場合は届出不要ですが、その他の理由による字名の変更や土地区画整理事業地の換地処分終了に伴う地番の決定などの場合は、届出が必要となります。
- ・法6条1項で届け出る「所在地の変更」とは形式的な番地変更等を指し、実質上の移転に当たる場合には、改めて法第5条第1項の届出が再度必要となります。

### ○設置者の氏名・名称の変更について

法6条1項で届け出る設置者の変更は、法人の商号変更や結婚等による姓の変更などが該当します。

### ○小売業者の変更について

テナント入れ替えに伴い、従前と異なる営業時間で営業を行う場合は、6条2項の開店時刻・閉店時刻の変更届出が必要となる場合がありますので、別途ご相談ください。

## § 7 廃止（法6⑤）の届出が必要になるとき・届出の時期

大規模小売店舗内の店舗面積の合計を1,000㎡以下に減少（具体的には、建物の取り壊しや小売店舗以外への用途転用、店舗面積を1,000㎡以下に減少して営業を継続など。）しようとする場合は、あらかじめ店舗の廃止の届出が必要です。

法附則第5条第1項の変更届出をしていない既存店を廃止（店舗面積を1,000㎡以下に減少して営業を続ける場合も含む。）する場合も、あらかじめ廃止の届出（法第6条第5項）が必要になります。すなわち、大店法により開店した大型店で、まだ大店立地法に基づく届出を行ったことがない店舗が廃止する場合でも、廃止届を提出してください。

## § 8 承継（法11③）の届出が必要になるとき・届出の時期

届出者（大規模小売店舗の設置者）の地位を以下により承継した場合は、その旨の届出が必要です。なお、既存店については、法附則第5条第1項の変更届出を行うまでは、承継があっても、届出は不要です。

届出が必要な場合	届出時期
①大規模小売店舗の譲渡	承継後、遅滞なく
②相続（設置者が自然人の場合）	
③合併（新設合併・吸収合併）又は分割（設置者が法人の場合）	

大型店の建物の売買、譲渡、相続、会社合併等により設置者が変わった場合は、承継の届出となります。

## § 9 どんなときに届出が必要になるのか（まとめ）：経済産業省HP引用

(注) 表中「8月制限」とは、営業開始・変更に係るいわゆる「8か月制限」のことです。  
詳細は、15頁§2、16頁§3-1、17頁§4-2をご参照ください。

○大型店(1,000㎡超の店舗)の新設[床面積変更、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途の変更により大型店となる場合も含む]

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・大型店の新設をしようとするとき	法第5条1項	○	○	○	○

### ○届出事項の変更

◎以下は、  
上段：大規模小売店舗立地法の届出(5条1項、附則5条1項)を行ったことがある大型店が届出事項を変更しようとするとき  
下段：既存店(大店立地法の届出を行ったことがない大型店)が法第5条1項4～6号の事項を変更しようとするとき

#### 〈大型店の名称の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・名称を変更したとき	法第6条1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—

#### 〈大型店の所在地の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・番地変更等により所在地を変更したとき	法第6条1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—

#### 〈建物設置者の名称の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・建物の売買・譲渡等により所有者を変更したとき	法第11条3項	×	×	×	×
	—	—	—	—	—
・商号を変更したとき	法第6条1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—
・会社合併・分割により商号を変更したとき	法第11条3項	×	×	×	×
	—	—	—	—	—
・相続等により所有者を変更したとき	法第11条3項	×	×	×	×
	—	—	—	—	—
・結婚等により所有者が姓を変更したとき	法第6条1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—

#### 〈建物設置者の所在地の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・所在地を変更したとき	法第6条1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—
・会社合併・分割により所在地を変更したとき	法第11条3項	×	×	×	×
	—	—	—	—	—
・相続等による所有者の変更に伴い所在地を変更したとき	法第11条3項	×	×	×	×
	—	—	—	—	—
・建物の売買・譲渡等により所有者が変更し、それに伴い所在地を変更したとき	法第11条3項	×	×	×	×
	—	—	—	—	—

〈小売業者の名称・住所の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・テナント入れ替えにより小売業者が変更になったとき	法第6条1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—
・一時的に空き店舗になっていた大型店に、新たなテナントが入居したとき(ただし、途中小売業以外のテナントが入居していないことが条件)	法第6条1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—
・小売業者の名称(商号等)を変更したとき	法第6条1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—
・小売業者の住所が変更になったとき	法第6条1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—

〈建物設置者、小売業者の代表者名の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・代表者を変更したとき	法第6条1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—

〈大型店を新設する日の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・新設する日を繰り上げるとき(ただし、都道府県が「意見なし」とした場合を除きます)	法第6条2項	○	○※	○	○
	—	—	—	—	—

※都道府県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈店舗面積の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・大型店の店舗面積の増加分が、届出済面積の0.1倍、若しくは1,000㎡を超えるとき(ただし、既存店については、店舗面積の増加分が届出済面積の0.1倍、若しくは1,000㎡以下の場合でも届出が必要です)	法第6条2項	○	○※2	○	○
	法附則第5条1項	○	○※2	○	○
・店舗面積の減少であって、減少後の大型店の店舗面積が1,000㎡超となるとき	—	—	—	—	—
	法附則第5条1項	○※1	○※2	○	○
・店舗面積の減少であって、減少後の大型店の店舗面積が1,000㎡以下となるとき	法第6条5項	×	×	×	×
	法第6条5項	×	×	×	×

※1都道府県が認めれば、ただちに実施できます。

※2都道府県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈付属施設の位置の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・現在の駐車場と離れた場所に駐車場を設置するとき ※1	法第6条2項	○※2	○※3	○	○
	法附則第5条1項	○※2	○※3	○	○
・現在の駐輪場と離れた場所に駐輪場を設置するとき	法第6条2項	○※2	○※3	○	○
	法附則第5条1項	○※2	○※3	○	○
・現在の荷さばき施設と全く異なる場所に荷さばき施設を設置するとき	法第6条2項	○※2	○※3	○	○
	法附則第5条1項	○※2	○※3	○	○
・現在の廃棄物等保管施設と全く異なる場所に廃棄物等保管施設を設置するとき	法第6条2項	○※2	○※3	○	○
	法附則第5条1項	○※2	○※3	○	○

※1現在の駐車場を、そのまま立体化する場合や拡幅する場合は除きます。

※2都道府県が認めれば、ただちに実施できます。

※3都道府県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈駐車場、駐輪場の収容台数の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・収容台数を減少させるとき(借り上げ駐車場等の解約による減少も含みます。)	法第6条2項	○	○※	○	○
	法附則第5条1項	○	○※	○	○
・飲食店等の併設施設と、小売店舗が駐車(輪)場を共用しており、施設全体の駐車(輪)場の収容台数を変更せずに、それらの併設施設を増設するとき(小売店舗来客者のための駐車(輪)場収容台数が減少する場合は該当)	法第6条2項	○	○※	○	○
	法附則第5条1項	○	○※	○	○
・収容台数を増加させるとき	—	—	—	—	—
	法附則第5条1項	○	○※	○	○

※都道府県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈荷さばき施設の面積の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・面積を減少させるとき	法第6条2項	○	○※	○	○
	法附則第5条1項	○	○※	○	○
・面積を増加させるとき	—	—	—	—	—
	法附則第5条1項	○	○※	○	○

※都道府県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈廃棄物等保管施設の容量の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・容量を減少させるとき	法第6条2項	○	○※	○	○
	法附則第5条1項	○	○※	○	○
・容量を増加させるとき	—	—	—	—	—
	法附則第5条1項	○	○※	○	○

※都道府県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈開店時刻の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・開店時刻を繰り上げるとき(既存店については繰り下げる場合も必要です)	法第6条2項	×	○※	○	○
	法附則第5条1項	×	○※	○	○
・閉店時刻を繰り下げるとき(既存店については繰り上げる場合も必要です)	法第6条2項	×	○※	○	○
	法附則第5条1項	×	○※	○	○

※都道府県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈来店者が駐車場を利用することのできる時間帯の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・利用可能な時間帯を変更するとき(店舗への来客者の利用可能な時間帯が変更となる場合に限り。)	法第6条2項	×	○※	○	○
	法附則第5条1項	×	○※	○	○

※都道府県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈駐車場出入口の数の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・数を変更するとき	法第6条2項	×	○※	○	○
	法附則第5条1項	×	○※	○	○

※都道府県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈駐車場出入口の位置の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・位置を変更するとき	法第6条2項	×	○※	○	○
	法附則第5条1項	×	○※	○	○

※都道府県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈荷さばき可能時間帯の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・時間帯を変更するとき	法第6条2項	×	○※	○	○
	法附則第5条1項	×	○※	○	○

※都道府県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈大型店の廃止〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・大型店を廃止するとき(1,000㎡以下にするときを含みます)	法第6条5項	×	×	×	×
	法第6条5項	×	×	×	×

## 第3章 千葉県における届出手続の流れとポイントを把握する

### § 1 届出手続を行うに当たり、特にご認識いただきたいこと

#### 1 県経営支援課による提出書類の事前確認について

提出書類については、全て千葉県商工労働部経営支援課（以下、「県経営支援課」という。）が事前に内容を確認し、確認が済んだものを正式にご提出いただいております。これは、記載誤りや不整合、分かりにくい表現などがある書類が提出され、後に修正や差替えに要する作業・時間を省くためのものですので、ご理解とご協力をお願いします。

事前確認のために案を提出する際も、記載誤りの無いよう、よく確認してご提出ください。

#### 2 早めのご相談について(新設(法5①)・変更(法6②)・既存店変更(法附5①)関係)

まずは、大店立地法の窓口である県経営支援課にできるだけ早めにご相談いただき、事前協議先・手続の流れ・書類の作成方法等をご確認のうえ、関係機関との必要な協議を行ってください。建物、駐車場等の施設、設備機器等の配置が固まって動かせなくなる前に、相談・協議を開始してください。

#### 3 設置者による届出について(新設(法5①)・変更(法6②)・既存店変更(法附5①)・廃止(法6⑤)関係)

届出に当たっては、代理人が依頼を受けて手続を進める場合でも、できるだけ設置者が一度は千葉県の窓口にお越しください。

#### 4 代理人が手続を行う場合の留意事項(委任状の提出など)(新設(法5①)・変更(法6②)・既存店変更(法附5①)・廃止(法6⑤)関係)

① 代理人が小売業者など設置者以外の者の依頼を受けて手続をするは、必ず設置者(建物所有者)を再確認し、設置者の了解を得て手続を進めてください。千葉県では、以下のトラブルが発生しています。  
<トラブルの例>

- ・設置者の知らないうちに届出書が提出され、後に発覚して設置者が県に異議を唱えた。
- ・小売業者から依頼を受けた代理人が届出を行い手続が進行したが、県意見なし通知の間際で届出者は設置者ではなかったことが発覚し、取下げ・再提出を余儀なくされた。

② 上記のようなトラブルを避けるため、届出書(個人は計画書)提出までに一度も設置者が県経営支援課に来られず、代理人が書類を提出する場合は、書面(委任状等)により設置者に届出の意思があることを確認してから手続を進めていますので、ご留意ください。

書面(委任状等)をご用意いただく時期については、設置者が個人の場合は計画書提出まで、設置者が法人の場合は届出書提出までにご提出ください。なお、設置者が個人の場合は、県において法令に基づき住民基本台帳ネットワークを利用して設置者の氏名・住所を確認する都合上、ご提出いただくタイミングが早くなっておりますので、ご注意ください。

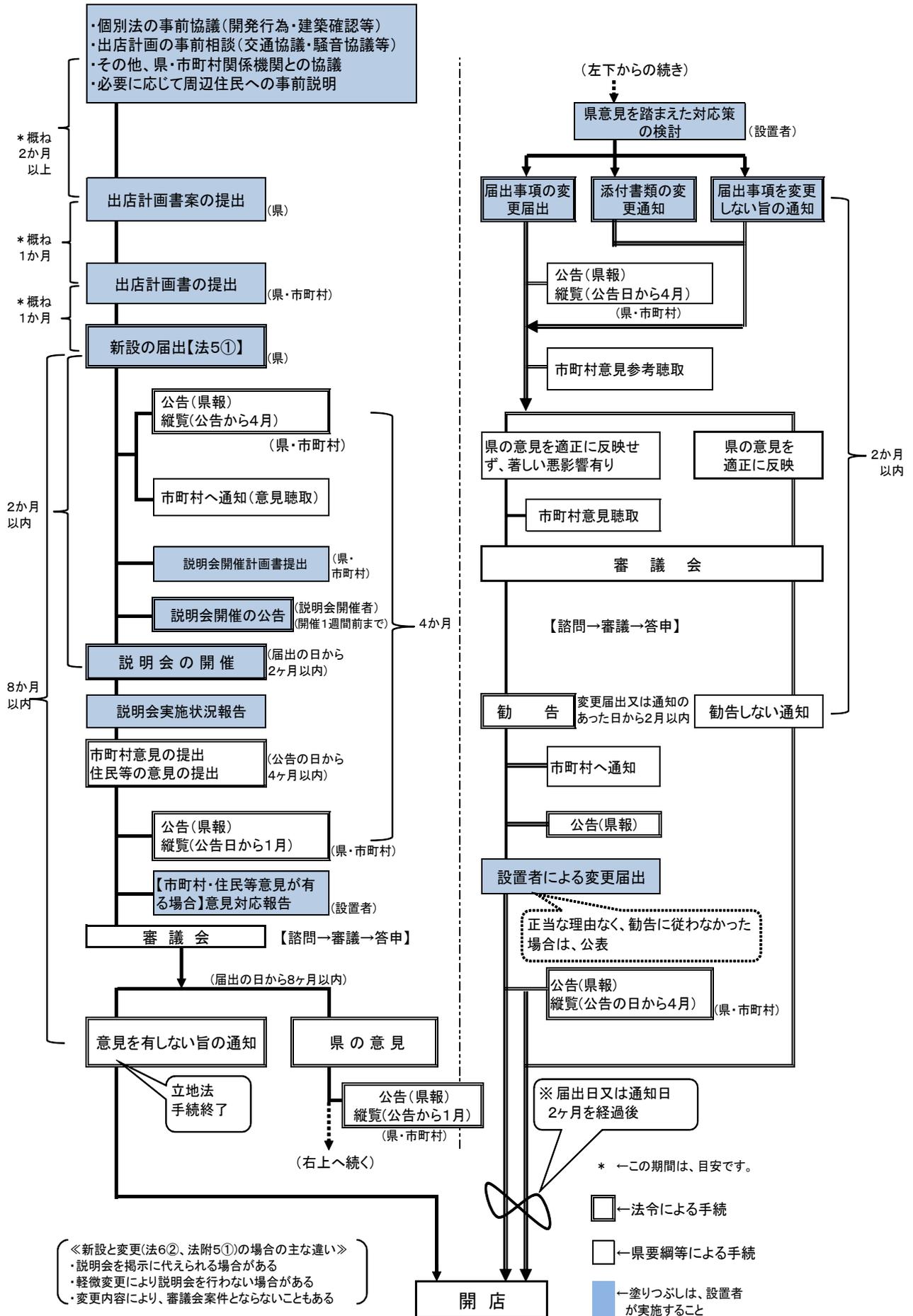
③ 手続の過程においては、代理人単独による手続は、トラブルの原因となる場合があります。届出書等に記載する内容については、設置者・小売業者に確認をとるようにしてください。

- <トラブルの例>
- ・設置者・小売業者の意図と異なる内容で協議が進められた。
  - ・設置者・小売業者が承知していない対応策が届出に盛り込まれた。

#### 5 届出書類の保管について

届出の関係書類は次の届出の際必要になるため、設置者において必ず控えを保管してください。

## § 2 届出手順のフロー図（新設の例）



### § 3 新設（法5①）・変更（法6②）・既存店変更（法附5①）届出の 手続の流れとポイント

#### ① 関係機関等との事前相談・協議

##### <新設の場合>

大規模小売店舗の新設に当たっては、開発行為、建築確認、農地転用、交通、騒音等に関する事前の手続が多岐にわたります。

設置者は他法令及びそれに関する許認可手続の他、市町村独自の条例による規制や公的計画等との整合性が図られるよう努めるとともに、店舗周辺の地域の状況、生活環境への影響などについて十分に調査や検討を行い、指針にある配慮事項への対応を判断した上で、施設の配置及び運営について計画する必要があります。

したがって、設置者は県、所在市町村及び近隣市町村、道路管理者、警察本部及び地元警察署などの関係機関と事前に十分相談し、調整を行い、綿密な検討のもと、店舗の新設計画を策定してください。

届出後の手続途中での計画内容の変更を避けるためにも、調整不足や設置者の認識不足により他法令・条例・公的計画等との整合が図られないまま計画を推し進めることがないよう、時間に余裕を持って関係機関と必要かつ十分な協議を行い、計画を進めてください。

また、住宅密集地や交通渋滞が懸念されるエリアへの出店など、周辺住民等から様々な要望が出されることも想定されます。このような場合には、周辺住民等に対し誠実にご対応くださるようお願いいたします。

##### <変更の場合>

変更の内容により協議内容は異なります。以下の「事前相談・協議先一覧表と相談・協議のポイント」を確認し、対応してください。

なお、大規模な増床など、新設と同様の協議を必要とする場合もありますので、変更内容に応じてご対応ください。

#### 《事前相談・協議先一覧と相談・協議のポイント》

この表に記載している関係機関（県経営支援課を除く）との協議等の状況については、全て出店（変更）計画書に記載していただきます。また、協議結果に応じて届出書に配慮事項を記載していただくものもあります。従って、あらかじめ出店（変更）計画書・届出書等の作成要領（35頁～114頁：第4章参照）を確認し、内容を把握したうえで、相談・協議を開始してください。

関係機関（相談・協議先）	相談・協議のポイント
<大店立地法全般> 県経営支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まずは、お早めにご相談ください。事前協議先・手続の流れ・書類の作成方法等についてご確認ください。</li> <li>・その他、大店立地法全般について、適宜ご相談ください。</li> </ul>
<市町村の大店立地法窓口> 所在市町村の大店立地法担当課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画内容について、お早めにご説明ください。</li> <li>・左記に、所在市町村で事前協議を必要とする部署を確認の上、関係部署と十分に調整を行ってください。大店立地法に関連する事項の他、他法令及びそれに関する許可手続・条例等との整合を図ってください。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・また、この表の交通関係の相談・協議先③については、市町村によっては協議を要する部署が複数に及ぶなど、対応が異なることから、協議先に漏れが無いよう、左記窓口を通じて、関係部署をご確認ください。</li> </ul>
<p>＜市町村の大店立地法窓口＞ 近隣市町村の大店立地法担当課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣市町村が当該大型店の敷地の一部である場合・隣接している場合・当該市町村が来客の自動車経路に設定されている場合などで、今回の届出に係る影響が少なくないと思われる場合には、計画内容について、お早めにご説明ください。</li> <li>・その場合は、左記に、近隣市町村で事前協議を必要とする部署の有無を確認の上、必要に応じて関係部署と十分に調整を行ってください。</li> <li>・なお、新設でも近隣市町村が当該店舗に近接しておらず来客の自動車経路に設定されていない場合や、変更の内容により近隣市町村の生活環境への影響が懸念されない場合などについては、事前の相談・協議は必要ありません。</li> <li>・ただし、当該店舗の来客の自動車経路が近隣市町村内に設定される場合に、近隣市町村の交通・道路担当部署が協議を望んでいるにも関わらず、協議が行われないうままに届出手続が進行してしまう事例が複数発生しておりますので、その点を考慮して協議の必要性を十分に確認してください。</li> </ul>
<p>＜交通関係＞</p> <p>① 千葉県道路計画課・道路整備課・道路環境課（3課の代表窓口は、道路計画課です。）</p> <p>② 千葉県警察本部交通規制課</p> <p>③ 市町村の交通担当課・道路担当課（周辺の交通への影響に係る協議）</p> <p>④ 店舗敷地が接する道路の道路管理者（市町村道路担当課、千葉県各土木事務所、千葉県国道事務所各出張所 等）</p> <p>⑤ 地元警察署</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>＜防犯関係＞</p> <p>交通とは関連ありませんが、深夜に営業する店舗については、必要に応じ地元警察署の防犯担当と協議するなどし、必要な措置を講じるよう努めてください。協議した場合は、届出書添付書類に記載してください。（87頁18（2）参照）</p> </div>	<p>交通協議のポイント等については、108～110頁「§11 交通処理計画報告書の作成要領」も併せて参照してください。</p> <p>なお、協議の要否については、以下のとおりです。</p> <p>＜新設の場合＞①②④⑤に必ず協議してください。③については、市町村によって協議の要否が異なりますので、市町村の大店立地法担当課に確認の上、必要に応じて協議してください。</p> <p>＜変更の場合＞次の変更の場合に、協議が必要です。①及び②には必ず協議してください。その際、①には④への協議の要否を、②へは⑤への協議の要否をご相談ください。③については、市町村によって協議の要否が異なりますので、市町村の大店立地法担当課に確認の上、必要に応じて協議してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗面積の増加</li> <li>・駐車場の位置及び収容台数の変更</li> <li>・荷さばき施設の位置及び面積の変更</li> <li>・開店時刻・閉店時刻の変更、駐車場利用可能時間帯の変更（「通学路に駐車場出入口があり、新たに通学時間帯に来客車両の出入りが生じる場合」と「延刻する時間帯に来客のピークが来ると見込む場合」に限る。）</li> <li>・荷さばき可能時間帯の変更（通学路に荷さばき車両の出入口があり、新たに通学時間帯に荷さばき時間がかかる場合に限る。）</li> <li>・駐車場の出入口の数及び位置の変更</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更内容に関わらず、法附則5条1項の届出で、既存店の届出駐車台数が指針を下回る場合</li> <li>・変更内容に関わらず、建替えの場合</li> <li>・上記の他、交通に影響を与えると思われる変更</li> </ul>
<p>＜駐車場法関係＞ 所在市町村の駐車場法担当課</p>	<p>＜新設の場合＞全ての店舗（駐車場法の届出義務がある駐車場か否かに関わらず）について、駐車場法施行令第7条（出入口関係）・第8条（車路関係）に規定する技術的基準の適合性を、計画書提出までに市町村の駐車場法所管部署へ確認してください。同施行令9～15条の確認も、適宜必要なタイミングで行ってください。</p> <p>＜変更の場合＞店舗面積の変更、駐車場の位置の変更、駐車場収容台数の増加、荷さばき施設の位置及び面積の変更、駐車場出入口の数及び位置の変更については、駐車場に変更があるか否か・駐車場法の届出義務があるか否かに関わらず、新設同様、駐車場法施行令の技術的基準の適合性について確認してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>＊特に、指針二 1（1）②イの中で、駐車場の出入口の位置の設定について、設置者に配慮が求められています。具体的には、来客用駐車場については駐車場法の適用になるか否かに関わらず、設置者に同施行令による基準を踏まえて位置を設定することが求められています。</p> <p>＊その他、可能な限り、第9条～第15条（建築物である路外駐車場）に規定する技術的基準の適合性についても、併せてご確認ください。</p> </div>
<p>＜騒音関係＞ ①県経営支援課 ②所在市町村の騒音担当課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①と大店立地法に基づく騒音予測等全般について協議してください。なお、変更の場合は騒音協議を必要としない場合がありますので、県経営支援課にご確認ください。</li> </ul> <p>＜騒音協議を必要としない変更＞</p> <p>店舗面積の減少、駐車場収容台数の減少、駐輪場の位置及び収容台数の変更など、騒音による周辺環境への影響が大きくなりえない変更については、基本的には騒音協議は不要です。ただし、建替えを伴う場合は変更の内容に関わらず、協議が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①に確認して「騒音協議を必要としない変更」とされた場合を除き、②に連絡し、県に提出する予定の計画書案（届出書案・騒音資料を含む）により設備機器の配置や騒音の予測結果などについて協議する必要があるかを②に確認の上、必要に応じ対応してください。また、「騒音規制法又は条例対象機器の設置の有無」を確認し、対象機器を設置する場合は各法令等に基づき対応してください。</li> </ul>
<p>＜通学路の安全策＞ ①市町村教育委員会 ②通学路が該当する学校(小学校)</p>	<p>協議に先立ち、学校関係の担当部署等に店舗周辺の通学路を確認してください。</p> <p>＜新設の場合＞通学路に駐車場出入口・荷さばき車両出入口</p>

及び中学校)	<p>がある場合は、協議してください。</p> <p><b>&lt;変更の場合&gt;</b>次の変更の場合は、協議してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗面積の増加で、駐車場出入口に通学路がある場合</li> <li>・開店時刻・閉店時刻の変更、駐車場利用可能時間帯の変更（通学路に駐車場出入口があり、新たに通学時間帯に來客車両の出入りが生じる場合」に限る。）</li> <li>・荷さばき可能時間帯の変更（通学路に荷さばき車両の出入口があり、新たに通学時間帯に荷さばき時間がかかる場合に限る。）</li> <li>・駐車場の出入口の数及び位置の変更で、通学路に駐車場出入口があり、新たに通学時間帯に來客車両の出入りが生じる場合</li> <li>・上記の他、通学路の安全性に影響を与えると思われる変更</li> </ul> <p><b>&lt;協議内容&gt;</b>①と設置者が講じる予定の通学時間帯の安全策を説明し、協議先から指摘等があれば適宜対応のうえ、安全策について了承を得てください。なお、①から②に説明に行くように依頼があった場合は、②とも協議してください。</p> <p>※了承を得た安全策については、届出書の添付書類に記載してください。</p>
--------	--

## ② 出店（変更）計画書の提出【県要綱4】

### <概略>

届出に先立ち、計画書に届出書案（図面・交通資料・騒音資料を含む。以下同じ。）を添付して、県経営支援課に提出していただきます。これは、法の適正かつ円滑な運用を図るため、届出に先立ち所在市町村、近隣市町村及び県関係各課に指導・助言を照会するための資料として使用するものです。

### <流れ>

#### ○計画書案・届出書案の提出

①の関係機関との事前相談・協議を経ておおよそ調整が済んだ内容により、計画書案及び届出書案一式揃えて県経営支援課に提出してください。提出日は、届出希望日の概ね60日前までを目安としてください。

なお、増床以外の変更については、内容によりスケジュールの調整が可能な場合もありますので、ご相談ください。

#### ○計画書案・届出書案の調整

県経営支援課において、担当者が計画書案・届出書案の内容の確認を行います。内容に疑義や誤りがある場合には問合せをしますので、適宜速やかに修正するなどご対応ください。



変更の場合で「軽微変更協議」（詳細は 19 頁参照。）又は「掲示による説明実施協議」（詳細は 118 頁参照。）を行う場合は、計画書と同時に協議書を提出してください。ついては、計画書案の調整と並行して協議書の案を作成し、県経営支援課の確認を受けておいてください。

## ○計画書の提出

県経営支援課の確認が済んだ後、計画書に届出書案一式を揃えて、県経営支援課に提出してください。提出日は、届出希望日の概ね30日前までを目安としてください。



設置者が個人の場合で、最終的に設置者が県の窓口に来られず、代理人が提出する場合は、計画書提出までに設置者に届出の意思があることを示す書面(委任状等)をご提出ください。

### ③ 県関係各課及び市町村からの指導・助言への対応報告

県経営支援課は、②の計画書を県庁内関係各課、所在市町村及び近隣市町村へ送付し、計画に対する指導・助言を照会します。

照会先から提出された指導・助言を設置者にお知らせしますので、設置者は対応報告案を作成し、県経営支援課の確認が済んだものを、対応報告書として県経営支援課に提出してください。(140頁参照)。

なお、市町村が関係部署の指導・助言をとりまとめるにあたり、計画書・届出書案の電子データを必要とする場合がありますので、申し出がありましたら提供して下さるよう、お願いします。

### ④ 新設(変更)の届出【法5①】【法6②】【法附5①】

③の指導・助言への対応報告書を提出した後に届出書をご提出ください。

提出する届出書は、計画書に添付した届出書の案について、指導・助言等を踏まえて必要に応じ修正した内容としてください。なお、届出書の案を修正する場合は、併せて計画書差替え依頼書(144頁参照)を提出してください。

新設の届出や8か月の制限がある変更(16～17頁参照)の場合は、開店(変更)希望日の8か月前までに届出してください。



設置者が法人の場合で、最終的に設置者が県の窓口に来られず、代理人が提出する場合は、届出書提出までに設置者に届出の意思があることを示す書面(委任状等)をご提出ください。

### ⑤ 公告・縦覧【法5③】

県は、届出の概要、届出年月日及び縦覧場所を千葉県報により公告し、届出書と添付書類を公告の日から4か月間縦覧に供します。

### ⑥ 説明会の開催【法7】

設置者は、届出をした日から2か月以内に、その内容を周知させるための説明会を開催しなければなりません。

説明会開催前に「説明会開催計画」(129頁参照)、開催後に「説明会実施状況報告書」(130頁参照)を提出してください。(説明会の詳細は115～117頁参照)

なお、変更の場合は内容によっては、説明会の開催に代えて、掲示による説明を行うことも可能です。(詳細は118頁参照)

### ⑦ 市町村意見の聴取【法 8①】

県は、届出の公告の日から 4 か月以内に、所在市町村から大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持の見地からの意見を聴取します。

なお、近隣市町村が意見を有する場合は、⑧の法第 8 条第 2 項に基づく意見書の提出により意見を述べることができます。

### ⑧ 住民等の意見書の提出【法 8②】

大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、届出の公告の日から 4 か月以内に県に意見書を提出することができます。

### ⑨ 市町村及び住民等の意見への対応報告【県要綱 14 の 2】

県は、⑦及び⑧の意見を設置者に通知しますので、設置者は対応報告案を作成し、県経営支援課の確認が済んだものを、対応報告書として県経営支援課に提出してください（137 頁参照）。

市町村からの意見については、対応報告案を県経営支援課が確認した後、その内容について市町村の了解を得た上で提出してください。

なお、対応報告の内容は審議会の資料としますので、審議会終了後は審議会資料として千葉県ホームページで公開されます。

### ⑩ 県庁内各課の意見への対応報告

県経営支援課は、届出書の縦覧期間終了後、県庁内関係各課に最終的な意見を照会します。⑨の対応報告がある場合は、内容により添付して照会します。

県庁関係各課から提出された意見を設置者にお知らせしますので、設置者は対応報告案を作成し、県経営支援課の確認が済んだものを、対応報告書として県経営支援課に提出してください（141 頁参照）。

なお、対応報告の内容は審議会の資料としますので、審議会終了後は審議会資料として千葉県ホームページで公開されます。

### ⑪ 公告・縦覧【法 8⑥】

県は、提出された意見の概要を千葉県報により公告し、公告の日から 1 か月間縦覧に供します。

### ⑫ 千葉県大規模小売店舗立地審議会【県要綱 21】

県の意見の決定に当たり、審議会で県の意見案が妥当かどうかを審議します。なお、変更の場合は、必要に応じ審議します。

審議会における委員の発言内容について、後日設置者の対応報告を求める場合がありますので、設置者は対応報告案を作成し、県経営支援課の確認が済んだものを、対応報告書として県経営支援課に提出してください。（147 頁参照）

### ⑬ 県の意見【法８④・⑤】

県は、市町村の意見や住民等の意見に配慮し、指針を勘案しつつ、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見がある場合には、届出の日から８か月以内に書面により意見を述べるか、または意見を有しない旨を通知します。

県が意見を有しない旨を通知した場合には、その時点で手続は終了し、８か月の開店制限・変更制限の適用はなくなります。

(以下、⑭～⑲は、県意見ありの場合。新設の例を記載します。)

### ⑭ 設置者による対応策の提示【法８⑦・⑨】

設置者は、県が意見を述べた場合、当該意見を踏まえて県に対し届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を行います。当該届出又は通知の日から２か月を経過しなければ、開店することはできません。

### ⑮ 公告・縦覧【法８⑥・⑧】

県は意見を述べた場合には、その意見の概要を公告し、公告の日から１か月間縦覧に供します。

また、県は、設置者による対応策の届出の概要、届出年月日及び縦覧場所を公告し、届出書を公告の日から４か月間縦覧に供します。

### ⑯ 千葉県大規模小売店舗立地審議会【県要綱２１】

勧告の要否等に係る県の（案）が妥当かどうかを審議します。

### ⑰ 勧告【法９①】

県は、設置者の⑭の届出又は通知が県の意見を適正に反映しておらず、大規模小売店舗が周辺地域の生活環境に著しい影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認める場合には、届出又は通知があった日から２か月以内に市町村の意見を聴き、指針を勘案して、必要な措置をとるべきことを、理由を付して設置者に勧告することができます。

勧告した場合は、当該勧告を市町村に通知し、勧告の内容を公告します。

勧告しない場合は、その時点で手続は終了します。しかし、⑭の届出又は通知の日から２か月を経過しなければ、開店することはできません。

### ⑱ 設置者による変更の届出【法９④】

設置者は、勧告を受けた場合には、当該勧告を踏まえて必要な変更に係る届出を行います。

県は、届出の概要、届出年月日及び縦覧場所を公告し、届出書を公告の日から４か月間縦覧に供します。

### ⑲ 公表【法９⑦】

県は、設置者が正当な理由なく勧告に従わなかった場合は、その旨を公表することができます。

## § 4 変更（法6①）届出のの流れとポイント

### ① 県経営支援課の事前相談・届出書案の調整

設置者は、変更届出書の案の記載方法等について、届出前に県経営支援課にご相談のうえ、届出書案を提出してください。なお、計画書の提出は必要ありません。

県経営支援課において、担当者が届出書案の内容の確認を行います。内容に疑義や誤りがある場合には問合せをしますので、適宜速やかに修正するなどご対応ください。

### ② 変更の届出【法6①】

①の県経営支援課の確認が済んだ後、届出書を提出してください。

### ③ 公告・縦覧【法6③】

県は、届出の概要、届出年月日及び縦覧場所を千葉県報により公告し、届出書を公告の日から4か月間縦覧に供します。

※③の後、法第8条第1項に基づき市町村の意見を聴取しており、法的には市町村・住民等の意見の公告・縦覧をもって手続は終了しますが、実際に市町村・住民等の意見が提出されることはほとんどなく、③の公告・縦覧をもって手続は終了しています。

## § 5 廃止（法6⑤）届出のの流れとポイント

### ① 県経営支援課の事前相談・届出書案の調整

設置者は、変更届出書の案の記載方法等について、届出前に県経営支援課にご相談のうえ、届出書案を提出してください。なお、計画書の提出は必要ありません。

県経営支援課において、担当者が届出書案の内容の確認を行います。内容に疑義や誤りがある場合には問合せをしますので、適宜速やかに修正するなどご対応ください。

### ② 廃止の届出【法6⑤】

①の県経営支援課の確認が済んだ後、店舗を廃止（店舗面積を1,000㎡以下に減少して営業を続ける場合も含む。）しようとする日の前日までに届出書を提出してください。



設置者が法人の場合で、最終的に設置者が県の窓口に来られず、代理人が提出する場合は、届出書提出までに設置者に届出の意思があることを示す書面（委任状等）をご提出ください。

### ③ 公告【法6⑥】

県は、廃止の届出があった旨を千葉県報により公告します。

※廃止の公告をもって手続は終了となります。

## § 6 承継（法 11③）届出の手續の流れとポイント

### ① 県経営支援課の事前相談・届出書案の調整

設置者は、変更届出書の案の記載方法等について、届出前に県経営支援課にご相談のうえ、届出書案を提出してください。なお、計画書の提出は必要ありません。

県経営支援課において、担当者が届出書案の内容の確認を行います。内容に疑義や誤りがある場合には問合せをしますので、適宜速やかに修正するなどご対応ください。

### ② 承継の届出【法 11③】

①の県経営支援課の確認が済んだ後、届出書を提出してください。

なお、承継の届出については、公告・縦覧はありませんが、他の届出と同様に、千葉県ホームページで概要を公開しています。

※届出書の提出をもって、手續は終了となります。

## 第4章 新設（法5①）・変更（法6②）・既存店変更（法附5①）の計画書・届出書の作成方法と留意事項を確認する

### § 1 計画書・届出書を作成するに当たり、特にご認識いただきたいこと

- ・運用の細目は各運用主体によって異なる場合がありますので、千葉県における手続に当たってはこの手引きの内容をよくご確認ください。特に、第3章（24頁～32頁の手続の流れとポイント、この章のこの頁以降の書類の作成要領を事前によく確認し、必要な調整を十分に行った上で届出に向けた準備を行ってください。
- ・指針に定められた配慮事項を踏まえ、施設の配置、運営方法をご検討いただき、各事項について、関係機関と十分な調整を行った内容について記載してください。
- ・指針に算出式が定められている場合は、原則として指針の算出式に基づいて算出してください。なお、それ以外の方法で算出する場合は、合理的理由を付して内容が十分把握できるデータ等を添付してください。
- ・計画書には、店舗に関する基本的な情報と関係機関との協議の状況を記載していただき、届出書案（図面・交通資料・騒音資料を含む。）を添付して、提出していただきます。計画書の提出は、法に定める手続ではありませんが、県が計画内容を把握するとともに、届出に先立ち所在市町村、近隣市町村及び県関係各課に指導・助言を照会するための資料とし、届出後の手続を円滑にするためのものです。
- ・届出書の添付書類には、法令の規定による添付書類の内容に加え、店舗に関する基本的な情報及び指針への配慮事項についても、作成要領に沿って記載して下さるよう、お願いいたします。
- ・届出内容は公告・縦覧の対象となり、審議会資料に記載します。正確な記載をお願いします。



既存店（法附5①）の変更届出については、店舗によって駐車場や駐輪場が指針を大幅に下回るなど、不足が懸念される場合もありますので、大店立地法の届出を機に指針等に照らし適切な対応をお願いいたします。

### § 2 提出書類の「作成要領の見方」と「表記等のルール」

#### 1 作成要領の見方

4章（37～114頁）、7章（123～146頁）の提出書類の作成要領の見方は、以下のとおりです。

- ・  ←この枠内は、記載上の留意事項です。
- ・ 斜体は、記載例です。

#### 2 表記等のルール

- ・文字の大きさは10.5ポイント以上を基本としてください。
- ・提出書類は、図面以外はA4サイズ、図面はA4サイズ又はA3サイズのものをA4サイズに折りたたんでください。
- ・変更の場合、今回の変更に関係が無い場合でも、記載例に示した項目名を残して「変更ありません」「今回の届出に伴う変更はありません。」などと記載してください。

### § 3 提出書類の構成

計画書提出時	届出時
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出店（変更）計画書               <ul style="list-style-type: none"> <li>— 届出書（案）【計画書添付用】                   <ul style="list-style-type: none"> <li>— 添付書類</li> <li>— 法人の登記事項証明書 (コピー可。原本のみに添付)</li> <li>— 添付図面</li> <li>— 交通処理計画報告書</li> <li>— 騒音予測資料</li> </ul> </li> <li>— 参考資料として、以下のもの                   <ul style="list-style-type: none"> <li>— 建物所在地を示す書類 (登記事項証明書等)</li> <li>— 騒音予測のカタログ等</li> <li>— その他、必要に応じ (写真など)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出書               <ul style="list-style-type: none"> <li>— 添付書類</li> <li>— 法人の登記事項証明書 (原本1部・副本にはコピー)</li> <li>— 添付図面</li> <li>— 交通処理計画報告書</li> <li>— 騒音予測資料</li> </ul> </li> </ul>
<p>※原本1部、副本16部以内を提出</p> <p>※法人の登記事項証明書及び参考資料は、原本のみに添付</p>	<p>※原本1部、副本18部以内を提出</p> <p>※副本の内、法人の登記事項証明書のコピーは4部（近隣市がある時は、その数を追加）のみに添付</p>

※新設届：上記全ての書類が必要

変更届：変更の内容により、交通処理計画報告書・騒音予測資料が不要場合があります。

- ▶交通処理計画書の要否について…108頁参照
- ▶騒音予測資料の要否について…28頁参照

#### <届出書提出時点での書類の調整>

計画書に添付した届出書（案）について、以下のとおり修正のうえ届出書として提出してください。

- ▶タイトルから「(案)【計画書添付資料】」を削除する。
- ▶提出日の欄に提出日を入れ「現在」を削除する。
- ▶新設届の新設日、変更届の変更日を届出時点での予定日に修正する。
- ▶届出書案に添付していた法人の登記事項証明書のコピーを、原本に入れ替える。
- ▶上記の他、計画書提出以降、調整のうえ修正することとなった点を修正する。この場合、計画書の差替え依頼をご提出いただく場合があります。

## § 4 出店（変更）計画書（共通）の作成要領

様式第 A（県要綱第 4 条第 1 項関係）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 様

(設置者)

\* 押印、郵便番号の記載は不要です。

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

- \* 設置者は、建物所有者です。届出書の設置者欄に記載する内容と同一にしてください。
- \* 設置者が複数の場合は、全員の連名で提出してください。公告する際はこの欄の筆頭に記載された者を県報に登載します。
- \* 設置者多数の場合は、別紙一覧表の添付も可。その場合、筆頭一者を記載例のとおり記載し、住所の下に「ほか〇者（別紙 建物設置者一覧のとおり）」として一覧表を添付してください。
- \* 法人の場合は、登記簿どおりの法人名、代表者の役職及び氏名、所在地を記載してください。
- \* 個人の場合は、住民基本台帳どおりの氏名、住所を記載してください。
- \* 「(株)」「(有)」「〃」や所在地の番号に「-」などと、省略した記載をしないでください。
- \* 建物がある場合は実際の所有者が、まだ無い場合は建物の所有予定者が届出者です。証券化・リース・工事請負契約の譲渡等の権利移譲により所有者に変更がないことを提出前によく確認してください。（建物所有（予定）者以外の届出は取下げ→本来の設置者からの再提出が必要）
- \* 届出後、県意見の通知までの間に、建物の権利移譲等や法人の代表者変更等がある場合は、速やかに 6 条 1 項又は 11 条 3 項の届出をしてください。

### 大規模小売店舗出店計画書

変更の場合は、「大規模小売店舗変更計画書」に修正

次のとおり大規模小売店舗の新設について計画がありますので計画書を提出します。

変更の場合は、「新設」を「変更」に修正

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) <sup>まるさんかくしかくてん</sup> 〇△□店

所在地 A 市 B 町 CDE 1 番 1 ほか

- \* 新設の場合、名称は、予定している名称（「仮称」も可）を記載し、ふりがなを記載してください。「(仮称)」とした場合、確定次第、名称変更の届出（法 6 ①）を行ってください。
- \* 既存店（旧法の店舗）の建物名称を変更して新しい名称で届出する場合は、参考までに旧名称を記入して下さい。（記載例→ 名称 <sup>まるさんかくしかくてん</sup> 〇△□店（参考：旧名称 ☆☆☆店））
- \* 店舗建物が登記されている場合は、建物登記簿の所在欄どおりの番地を記載。その他の場合は、土地登記簿上の地番を記載。住居表示は記載しないでください。（土地登記簿の地番は「〇〇番」、建物登記簿の地番は「〇〇番地」となる場合が多い。「-」など、省略しない。）
- \* 店舗敷地が 2 筆以上にまたがる場合は、店舗部分の最も大きな部分を占める地番を代表地番として記載し、地番の後に「ほか」と記載してください。建物が乗らない駐車場の敷地などを代表地番に記載しないでください。）
- \* 郵便番号の記載は、不要です。

## 2 出店計画の趣旨

変更の場合は、「出店計画」を「変更計画」に修正

- \* 出店（変更）計画の目的、趣旨、経緯及び周辺環境への配慮に対する取組姿勢等を文章にまとめて記載してください。
  - \* 既存の 1000 m<sup>2</sup>以下の店舗が増床により大型店となる場合、その旨を記載してください。
  - \* 変更届出の内、既に変更している項目を事後に届け出る場合は、その旨分かるように記載してください。その場合、事後となった経緯等を別途報告していただきます。
  - \* 既存店変更（法附5①）届出の場合は、既存の小売業者が継続して営業するか、既存の小売業者の退店による居抜きで再オープンするかなど、経緯が分かるように記載してください。
- <例>○△□店は、平成〇〇年〇月〇日に閉店した旧☆☆☆店の後に入店する計画です。小売業者の変更に伴い、営業時間、駐車場台数を変更しますが～・・・。

## 3 担当者連絡先

## (1) 建物設置者担当者

会社名・部署名・担当者名	株式会社〇〇 △△部 千葉一郎
連絡先	住所：〒 電話番号：

担当者が、設置者と同じ法人ではない場合は、表の欄外に設置者の法人との関係を記載してください。 <例>※設置者の法人の子会社で、当社の店舗開発を担当。

## (2) 大店立地法手続担当者

会社名・部署名・担当者名	株式会社〇〇 △△部 千葉一郎
連絡先	住所：〒 電話番号：

## 4 敷地の概要

&lt;不動産登記法施行令第3条に基づく地目及び現況&gt;

NO	地番	地目	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	現況	備考
1		山林		宅地	
2		宅地		更地	
3		雑種地		駐車場	
敷地面積合計					

- \* 新設・法附則5条1項の変更は必ず記載。法6条2項の変更は、これまで敷地としていなかった所が新たに敷地となる場合（敷地が広がる増床・駐車場の位置変更・隔地駐車場の設置等）に（変更前）と（変更後）を記載し、それ以外の場合には上記表に替えて「今回の届出に伴う変更はありません。」等記載してください。
- \* 地番ごとに記入し、地番の欄には、市町村名より後の字名及び地番を入れてください。
- \* 隔地駐車場がある場合は、「店舗敷地」と「隔地駐車場敷地」それぞれについて記載してください。なお、公共駐車場の借上げなどの場合は記載不要です。
- \* <施行中の土地区画整理事業地内の場合>上記表に替えて、次の表を作成してください。

&lt;土地区画整理事業の画地&gt;

NO	街区番号・府号	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	現況	備考
1	◇◇◇土地区画整理事業△△〇街区1画地		更地	仮換地後
2	◇◇◇土地区画整理事業△△〇街区2画地		更地	仮換地後
敷地面積合計				

- \* 土地区画整理事業の終了により換地処分が行われた場合は、すみやかに変更届出（法第6条第1項）による所在地変更を行ってください。

5 他法令関係

(1) 都市計画法関連

都市計画区域の区分	<例> 市街化区域、市街化調整区域、非線引区域等、準都市計画区域、都市計画区域外
用途地域	<例> 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域等
補助的地域地区	<例> 特別用途地区、特定用途制限地域、高層住居誘導地区、高度地区、高度利用地区、特例容積率適用地区、防火地域、準防火地域、特定街区、景観地区、風致地区
都市計画事業・地区計画の有無及び内容	市街地開発事業の有無： 有 ・ 無 （「有」の場合、以下を記入） 事業名： ○○地区市街地再開発事業、△△駅前土地区画整理事業
	都市計画道路の有無：有 ・ 無（「有」の場合、以下を記入） 道路番号： _____ 道路名： _____ 事業時期： _____
	地区計画の有無：有 ・ 無 （「有」の場合、以下を記入） 計画名称： _____
都市計画法に基づく開発許可	* 下の留意事項欄①～③の（斜体）から選んで記載

\* 新設・法附則5条1項の変更は必ず記載。法6条2項の変更は、店舗面積の変更、駐車場の位置の変更、駐車場収容台数の増加、荷さばき施設の位置及び面積の変更、駐車場出入口の数及び位置の変更 などの場合に記載し、それ以外の場合には上記表に替えて「今回の届出に伴う変更はありません。」等記載してください。

\* 複数の都市計画区域、用途地域にまたがる場合は、敷地の大きい順に全て記載してください。

\* 都市計画道路の有無：敷地内又は敷地に接する道路に都市計画道路がある場合には「有」としてください。

\* 「都市計画法に基づく開発許可」の欄：

① 開発許可が必要な場合は、手続きの段階に応じて許可日・申請日・申請予定日のいずれかの項目と、年月日を記載してください。<例>申請日 平成○○年○月○日

② 開発許可が不要であることを確認した場合は、その旨、確認日及び確認部署を記載。  
<例>平成○○年○月○日 ○市○課に開発許可が不要である旨、確認。

③ ①・②以外の場合は、「該当なし」と記載。

\* <法令上店舗建設が不可能な地域の見込みについて>例えば、市街化調整区域、第一種低層住居専用地域、工業専用地域等での計画で、解除等の見通しがあるもの、又は除外規定の対象となるものである場合は、その見通し及び作業日程、法令上の根拠、各関係機関の意見等を表の欄外に記載してください。

(2) 建築基準法等関連

建築基準法第48条に基づく建築物の区分	<例> 物品販売業を営む店舗 ホテル、住宅で店舗を兼ねるもの 等
建築にあたっての法令上の制限等	<例> 千葉県建築基準法施行条例第三章第四節の物品販売業を営む店舗等に関する規定の適用がある。
建築確認申請（予定）日	年 月 日
建築着工（予定）日	年 月 日
完成（予定）日	年 月 日

- \*新設・法附則5条1項の変更は必ず記載。法6条2項の変更は、店舗面積の変更、駐車場の位置の変更及び収容台数の変更、廃棄物等保管施設の位置及び容量の変更、駐車場出入口の数及び位置の変更（ただし、明らかに屋根の無い隔地駐車場の変更については、不要。）などの場合に記載し、それ以外の場合には上記表に替えて「今回の届出に伴う変更はありません。」等記載してください。
- \*済んでいる手続等については、「（予定）」を削除し、済んでいない手続等については「（予定）」を「予定」に修正してください。
- \*既存建物については、建築確認日及び完成年月日を記載してください。
- \*増築などにより新たな建築確認申請を伴う場合は、増築建物の状況を既存建物の状況に併記してください。記載例↓

建築確認申請（予定）日	既存建物	年	月	日	建築確認済
	増築建物	年	月	日	申請予定
建築着工（予定）日	増築建物	年	月	日	着工予定
	既存建物	年	月	日	完成
完成（予定）日	増築建物	年	月	日	完成予定

(3) 農地法関連

農地法に基づく農地転用許可：申請許可日・申請日・申請予定日 年 月 日

- \*農地転用許可が必要な場合は、手続きの段階に応じて許可日・申請日・申請予定日のいずれかの項目を選択の上、年月日を記載してください。
- \*該当のない場合は、「該当なし」と記載してください。

6 関係機関との協議等の状況

- \*協議の留意事項は、協議先ごとに26～29頁、108～110頁を参照してください。
- \*協議先から特に指摘事項等がなかった場合は、「指摘事項等」の欄にその旨を記載してください。

(1) 所在市町村の本店立地法担当

確認・協議先	指摘事項等	対応策等
〇〇市商業〇〇課		

(2) 近隣市町村の本店立地法担当

- ①近隣市町村の有無 （有（市町村名：〇〇市、△△町） ・ 無）
- ②相談・協議等の状況

相談・協議先	指摘事項等	対応策等
〇〇市商業〇〇課		

- \*相談・協議を行った場合（近隣市町村の本店立地法担当課に連絡し、相談・協議の必要の有無の確認を行った場合を含む）は、その状況を記載してください。
- \*近隣市町村の生活環境への影響が懸念されないため近隣市町村の本店立地法担当課に連絡しない場合は、上記②の表に替えて相談・協議を行わない理由を記載してください。  
 <例>「近隣市町村は当該店舗に近接しておらず、来客の自動車経路設定していないため、事前の相談・協議を行いません。」
- \*近隣市が無い場合は、①にその旨を記載し、②に「該当なし」と記載してください。

(3) 交通関係

①道路管理者及び交通管理者等との協議における指摘事項とその対応策

協議先	指摘事項等	対応策等
千葉県道路計画課・ 道路環境課・道路整備課		

千葉県警察本部交通規制課		
〇〇市道路〇〇課・交通〇〇課		
〇〇警察署		
〇〇土木事務所		
千葉国道事務所〇〇出張所		

- \* 27 頁の協議先と相談・協議をし、協議先ごとに一問一答形式で記載してください。
- \* 主な項目：「交通量調査について」、「来退店経路について（右折入出庫がある場合はその協議結果も）」、「駐車場の出入口の位置について」「通学路の安全策について（来客出入口、荷さばき出入口が通学路の場合）」。その他、漏れなく記載してください。
- \* 新設の場合は、必ず記載してください。協議を要しない変更の場合は、上記表に替えて「今回の変更は〇〇であり、周辺交通へ与える影響は変化しない（減少する）と考えられるため、交通協議はありません。」等記載してください。

②公共交通計画等との連携等

＜例＞店舗の敷地内にバス、タクシー等のための停留場を設ける。

\* 該当のない場合は「該当なし」と記載してください。

③所在市町村の駐車場法所管部署への確認状況等

ア 駐車場法第 1 2 条に基づく届出の要否 （ 要 ・ 不要 ）

\* 今回の届出に伴い、駐車場法第 1 2 条に基づく届出が必要となるかどうかについて、記載。

イ 駐車場法施行令に規定する技術的基準の適合性の確認

確認先		〇〇市〇〇課
適合性	第 7 条（出入口）	適合している。
確認結果	第 8 条（車路）	適合している。
	第 9 条～ 1 5 条（建築物である路外駐車場）	今後、改めて適合性を確認する。

\* 新設の場合は、必ず記載。変更の場合は、店舗面積の変更、駐車場の位置の変更、駐車場収容台数の増加、荷さばき施設の位置及び面積の変更、駐車場出入口の数及び位置の変更の場合に記載し、それ以外の場合には上記表に替えて「今回の届出に伴う変更はありません。」等記載してください。

ウ 駐車場法施行令による大臣認定を得て出入口を設置する場合

認定日	
認定条件	

\* 該当のない場合はこの表に替えて「該当なし」と記載してください。

(4) 所在市町村の騒音担当

確認・協議先	指摘事項等	対応策等
〇〇市〇〇課		

\* 県経営支援課に確認し、騒音予測が不要のため市町村担当課との協議が不要とされた場合は、表に替えて「今回の変更に伴う騒音協議は、〇〇のため不要。」等、不要の理由を記載してください。

\* 県経営支援課に確認し騒音協議が必要とされた場合は、所在市町村と「騒音規制法又は条例対象機器の設置の有無」「予測結果に関して」などの項目等について協議したその結果を記載。市町村に確認した結果、騒音協議が不要とされた場合は、その旨を指摘事項等の欄に記載。

(5) 学校関係（通学路の安全策担当）

①通学路に来客駐車場出入口・荷さばき車両出入口の設定の有無

（ 有 （学校名：〇〇小学校・△△中学校） ・ 無 ）

②確認・協議等の状況

相談・協議先	指摘事項等	対応策等
〇〇市教育委員会 〇〇課		
〇〇小学校		
△△中学校		

\*教育委員会から該当する学校へも説明するよう求められた場合は、学校との協議状況も記載してください。

\*①で該当がない場合は、②には「該当なし」と記載していただいてもかまいません。なお、出入口に通学路はないが、店舗周辺には通学路があることなどのため学校側に確認をした場合などは、②にその結果を記載してください。

7 新設届出書（案）【計画書添付用】

別添のとおり。

変更の場合は、「新設」を「変更」に修正

\*届出書案一式（添付書類・添付図面・交通資料・騒音資料を含む。）を添付してください。

8 参考資料

\*参考資料は、原本のみに1部添付してください。副本（写し）への添付は不要です。

(1) 建物所在地を示す登記事項証明書等

別添のとおり。

\*当該店舗の建物が登記されている場合は、建物登記簿（店舗面積がある全ての建物の分）。

建物登記簿上の所在地・所有者が実情と異なる場合は、実情を証する書類を併せて添付。

\*建物が登記されていない場合は、店舗所在地に記載した地番の土地登記簿又は公図。

\*土地区画整理事業の場合は、区画整理事業の施行者が発行した仮換地証明書。

\*いずれも、原本でなくても可。登記簿については登記情報提供サービス（法務省）の利用も可（照会番号のないものでも可。）ですが、発行から概ね3か月以内のものとしてください。

(2) 騒音関係資料

別添のとおり。

\*新たに騒音発生源となる設備機器を設置する場合は、必要に応じてカタログを添付してください。

\*遮音壁等の防音・遮音設備のカタログについて、必要に応じ添付してください。

(3) その他

なし。

\*立地環境によっては、周辺地域の写真の添付等をお願いする場合があります。